議第 37 号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月25日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提案理由

令和2年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例(平成16年下呂市条例第103号)の一部を次のように改正する。

正 後 改

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の | 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の 属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25年法律第226号。以下「法」という。) 第 314条の2第1項に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合計額から同条第2項の規 定による控除をした後の総所得金額及び山 林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総 所得金額等」という。) に100分の6.05の税

(略)

率を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度 分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係 る部分の額に100分の14.00を乗じて算定す る。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、 被保険者1人について31,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額)

は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額とする。

正

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25年法律第226号。以下「法」という。) 第 314条の2第1項に規定する総所得金額及び 山林所得金額の合計額から同条第2項の規 定による控除をした後の総所得金額及び山 林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総 所得金額等」という。) に100分の5.70の税 率を乗じて算定する。

(略)

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度 分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係 る部分の額に100分の19.35を乗じて算定す る。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者 均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、 被保険者1人について28,900円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平 等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額 | 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額 は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法第6条第8号の規定により被 保険者の資格を喪失した者であって、当該 資格を喪失した日の前日以後継続して同 一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する 世帯であって同日の属する月(以下この号 において「特定月」という。)以後5年を 経過する月までの間にあるもの(当該世帯 に他の被保険者がいない場合に限る。)を いう。次号、第7条の3及び第23条におい て同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世 帯所属者と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であって特定月以後5年を 経過する月の翌月から特定月以後8年を 経過する月までの間にあるもの(当該世帯 に他の被保険者がいない場合に限る。)を いう。第3号、第7条の3及び第23条にお いて同じ。) 以外の世帯21,900円
- (2) 特定世帯10,950円
- (3) 特定継続世帯16,425円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の世帯別平等割額)

- は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 带<u>7,500円</u>
 - (2) 特定世帯3,750円
 - (3) 特定継続世帯5,625円

改正 前

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民 健康保険法第6条第8号の規定により被 保険者の資格を喪失した者であって、当該 資格を喪失した日の前日以後継続して同 一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する 世帯であって同日の属する月(以下この号 において「特定月」という。)以後5年を 経過する月までの間にあるもの(当該世帯 に他の被保険者がいない場合に限る。)を いう。次号、第7条の3及び第23条におい て同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世 帯所属者と同一の世帯に属する被保険者 が属する世帯であって特定月以後5年を 経過する月の翌月から特定月以後8年を 経過する月までの間にあるもの(当該世帯 に他の被保険者がいない場合に限る。)を いう。第3号、第7条の3及び第23条にお いて同じ。)以外の世帯21,000円
- (2) 特定世帯10,500円
- (3) 特定継続世帯15,750円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢 者支援金等課税額の世帯別平等割額)

- 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額|第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額 は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世 带7,900円
 - (2) 特定世帯3,950円
 - (3) 特定継続世帯5,925円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付 金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得 金額等に100分の1.59を乗じて算定する。

改

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割 額は、介護納付金課税被保険者1人について 9,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 康保険税の納税義務者に対して課する国民 健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎 課税額からア及びイに掲げる額を減額して 得た額(当該減額して得た額が61万円を超え る場合には、61万円)、同条第3項本文の後 期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た 額が19万円を超える場合には、19万円)並び に同条第4項本文の介護納付金課税額から オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が16万円を超える場合には、 16万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円を超 えない世帯に係る納税義務者
 - 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付 金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得 金額等に100分の1.52を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者 均等割額)

| 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割 額は、介護納付金課税被保険者1人について 9,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健 | 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健 康保険税の納税義務者に対して課する国民 健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎 課税額からア及びイに掲げる額を減額して 得た額(当該減額して得た額が61万円を超え る場合には、61万円)、同条第3項本文の後 期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲 げる額を減額して得た額(当該減額して得た 額が19万円を超える場合には、19万円)並び に同条第4項本文の介護納付金課税額から オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該 減額して得た額が16万円を超える場合には、 16万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円を超 えない世帯に係る納税義務者
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項

に規定する世帯主を除く。) 1人につい て 21,700円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯15,330円
 - (イ) 特定世帯7,665円
 - (ウ) 特定継続世帯11,498円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯5,250円
- (イ) 特定世帯2,625円
- (ウ) 特定継続世帯3,938円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 6,650円

力 (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き28万円を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前号に該当する者を除 く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保

改 正 前

に規定する世帯主を除く。) 1人につい て 20,230円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯14,700円
 - (イ) 特定世帯7,350円
 - (ウ) 特定継続世帯11,025円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯5,530円
- (イ) 特定世帯2,765円
- (ウ) 特定継続世帯4,148円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 6,300円

力 (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き28万円を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前号に該当する者を除 く。)

険者均等割額 被保険者(第1条第2項 に規定する世帯主を除く。) 1人につい て 15,500円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯10,950円
 - (イ) 特定世帯5,475円
 - (ウ) 特定継続世帯8,213円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯3,750円
- (イ) 特定世帯1,875円
- (ウ) 特定継続世帯2,813円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 4,750円

カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き51万円を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前2号に該当するもの を除く。)

改 正 前

険者均等割額 被保険者(第1条第2項 に規定する世帯主を除く。) 1人につい て 14,450円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯10,500円
 - (イ) 特定世帯5,250円
 - (ウ) 特定継続世帯7,875円

ウ (略)

工 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯3,950円
- (イ) 特定世帯1,975円
- (ウ) 特定継続世帯2,963円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。)1人について 4,500円

カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額 及び山林所得金額の合算額が、33万円に被 保険者及び特定同一世帯所属者1人につ き51万円を加算した金額を超えない世帯 に係る納税義務者(前2号に該当するもの を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項 に規定する世帯主を除く。) 1人につい て 6,200円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯4,380円
 - (イ) 特定世帯2,190円
 - (ウ) 特定継続世帯3,285円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯1,500円
- (イ) 特定世帯750円
- (ウ) 特定継続世帯1,125円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第1条第2項に規定する世帯主を除

く。) 1人について 1,900円

カ (略)

改 正 前

- ア 国民健康保険の被保険者に係る被保 険者均等割額 被保険者(第1条第2項 に規定する世帯主を除く。) 1人につい て 5,780円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯 別平等割額 次に掲げる世帯の区分に 応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯4,200円
 - (イ) 特定世帯2,100円
 - (ウ) 特定継続世帯3,150円

ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期 高齢者支援金等課税額の世帯別平等割 額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞ れに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外 の世帯1,580円
- (イ) 特定世帯790円
- (ウ) 特定継続世帯1,185円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保 険者均等割額 介護納付金課税被保険 者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 1,800円

力 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税に

ついて適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和2年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めることに伴い、当該条例の一部 を改正するものです。

2. 概要

(1) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

(第3条から第5条の2関係)

<医療給付費分>

区分	令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減(A)-(B)
所得割	6. 05%	5. 70%	0. 35
資産割	14. 00%	19. 35%	△5. 35
均等割	31,000円	28, 900 円	2, 100 円
平等割	21, 900 円	21, 000 円	900 円
平等割 (特定世帯)	10, 950 円	10, 500 円	450 円
平等割 (特定継続世帯)	16, 425 円	15, 750 円	675 円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約2,300円の増額となる見込みです。

(2) 後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

(第7条の3関係)

<後期高齢者支援金分>

区分	令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減(A)-(B)
所得割	2. 13%	2. 13%	0
均等割	8, 900 円	8, 900 円	0 円
平等割	7, 500 円	7, 900 円	△400 円
平等割 (特定世帯)	3, 750 円	3, 950 円	△200 円
平等割 (特定継続世帯)	5, 625 円	5, 925 円	△300 円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約170円の減額となる見込みです。

(3) 介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。

(第8条及び第9条の2関係)

<介護納付金分>

区分	令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減(A)-(B)
所得割	1. 59%	1. 52%	0. 07
均等割	9, 500 円	9,000円	500 円
平等割	5, 800 円	5,800円	0円

※7割、5割、2割軽減措置後の額として一人当たり年間約970円の増額となる見込みです。

(4) 世帯所得が33万円を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。(7割 軽減)

(第 23 条第 1 号関係)

区分	対象項目		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減 (A)-(B)
	医療給付費分		21, 700 円	20, 230 円	1,470円
均等割	後期高	齢者支援金分	6, 230 円	6, 230 円	0円
	介證	護納付金分	6, 650 円	6,300円	350 円
	医療	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	15, 330 円	14, 700 円	630 円
平等割	給付費分	特定世帯	7, 665 円	7, 350 円	315 円
		特定継続世帯	11, 498 円	11,025円	473 円
	後期高齢者	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	5, 250 円	5, 530 円	△280円
	支援金分	特定世帯	2, 625 円	2, 765 円	△140円
		特定継続世帯	3, 938 円	4, 148 円	△210円
介護納付金分		4,060円	4,060円	0円	

(5) 世帯所得が〔33万円+(28万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を 超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。(5割軽減)

(第23条第2号関係)

区分	対象項目	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減 (A)-(B)
	医療給付費分	15, 500 円	14, 450 円	1,050円
均等割	後期高齢者支援金分	4, 450 円	4, 450 円	0円
	介護納付金分	4, 750 円	4, 500 円	250 円

	医療給付費分	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	10, 950 円	10, 500 円	450 円
		特定世帯	5, 475 円	5, 250 円	225 円
		特定継続世帯	8, 213 円	7,875 円	338 円
	後期高齢者	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	3, 750 円	3, 950 円	△200円
	支援金分	特定世帯	1,875円	1,975円	△100円
		特定継続世帯	2,813円	2,963 円	△150円
	介護納付金分		2, 900 円	2, 900 円	0円

(6) 世帯所得が〔33万円+(51万円×被保険者数及び特定同一世帯所属者数)〕を 超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。(2割軽減)

(第23条第3号関係)

区分	対象項目		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減 (A)-(B)
	医療給付費分		6, 200 円	5, 780 円	420 円
均等割	後期高	齢者支援金分	1, 780 円	1,780円	0円
	介護納付金分		1, 900 円	1,800円	100円
	医療	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	4, 380 円	4, 200 円	180 円
給付費分 平等割		特定世帯	2, 190 円	2, 100 円	90 円
	14113273	特定継続世帯	3, 285 円	3, 150 円	135 円
	後期高齢者	特定世帯及び特定継 続世帯以外の世帯	1,500円	1,580円	△80円
		特定世帯	750 円	790 円	△40円
		特定継続世帯	1, 125 円	1, 185 円	△60円
	介護納付金分		1,160円	1,160円	0円

(7) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(8) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお 従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)